

所管事務調査報告

		民生福祉常任委員会
		令和 7 年 5 月 23 日
調 査 事 項	こども誰でも通園制度について	
調 査 日 時	令和 7 年 4 月 23 日（水） 山口県防府市 こども誰でも通園制度について	
調査によって 明らかになった 事 項 な ど	【報告事項】 1 視察の目的 本市の事業の推進に資するため(1)～(6)の調査を行った。 2 防府市の状況 (1) 県内初モデル事業の導入 ア モデル事業導入のきっかけ 市として、こども誰でも通園制度が、保護者とともに子供の育ちを支えていくための制度であることに共感した。防府市に住む子供たちが、同じ年頃の子供たちと触れ合いながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて成長するきっかけをつくることのできる制度だと考え、令和 6 年 7 月から私立保育園 1 園で導入した。 イ 実施して判明した課題と改善策 (ア) 保育士配置基準について 実施施設からは、施設を数回利用した程度で施設に慣れていない子供がいるにもかかわらず、保育士の配置基準が在園児と同様であることを問題視する声がある。保育士が付きっきりで対応する必要がある子供もいるため、配置基準どおりの受入れはなかなか難しい。 (イ) 事務面の負担について 令和 6 年度は多くの報告やアンケートがあり、実施施設の負担になっていた。市としては実施施設をサポートしていくため、実績報告関係の様式を可能な範囲で簡素化した。令和 7 年度は試行的事業が終了したこともあり、毎月の報告はないとのことである。	

る。

(ウ) 一時預かり事業との差別化について

様々な媒体でPRはしているが、この違いを理解してもらうことは簡単なことではないと感じている。令和7年度からは、保護者との初回面談が義務化され、子供の育ちをどのように支援するかを示した全体的な計画、また、利用状況に応じて設定した個別指導計画の作成も必要になる。防府市では連絡帳や連絡帳アプリ等で保護者とのやり取りもお願いしており、施設側にとっては事務負担の大幅な増加にはなるものの、保護者側にとっては、一時預かり事業と違って、保育所等が自分の子供の成長のために指導計画を作成し、その生育を支援してくれると感じてもらえるきっかけになると考えており、今後、こども誰でも通園制度の利用拡大をPRしていくポイントではないかと考えている。

(2) 事業の区分について、一般型（在園児合同）を採用している理由

事業形態は実施施設が選択するが、職員配置や年間通して受入れができるという面から一般型の在園児合同が選ばれていると思われる。

(3) 実施施設との契約

ア 私立施設との契約方法

私立施設との契約は委託である。

イ 実施施設への委託料の支払い方法

利用チケットの回収分を添付した実績報告書を毎月市に提出してもらい、利用内容をチェックした後、年度終了後の翌月に年間の委託料合計額を支払う。

(4) 利用状況

ア 令和6年度の実施人数、利用率、予算額

対象者 1,229名

申請者 141名

利用人数 73人

利用率 約6%

事業費 1,705万4,000円（国庫補助4分の3）

事業費内訳 需用費、役務費、委託料

イ 令和 7 年度の予定人数、利用率の見込、予算額
対 象 者 1,155 名
申 請 者 100 名以上
(令和 7 年 4 月現在・利用人数見込み)
利 用 率 12～13% (見込み)
事 業 費 2,431 万円 (国庫補助 4 分の 3)
事業費内訳 需用費、役務費、委託料

予算の変動は補助単価が変わったことによるもので、令和 6 年度は 1 時間当たり 850 円であったが、令和 7 年度はクラスごとに委託料の補助金額が変わり、ゼロ歳児は 1,300 円、1 歳児クラスは 1,100 円、2 歳児クラスは 900 円となる。

(5) 実施状況

ア 事務作業量の増加状況

新規事業かつ試行的事業でもあり、非常に情報量が少なく、市も事務負担はかなりあったが、施設の負担の軽減を考えながら、どうしたら利用者の利便性の向上につながるか、また試行的事業として多くの利用者の声を国に届け、よりよい制度としていけるかを一番に考えた。利用料金については、こども家庭庁が標準料金として示された 1 時間 300 円を市の統一価格として設定し、一時預かり事業 (8 時間で 1,800 円、4 時間 900 円) と比べると、1 時間当たりの料金が若干割高となるが、この事業は試行的事業ということもあり、施設側の事務負担が大きいと考えていたので、一時預かり事業より高価格の設定となっても適正であると考えている。

イ 総合支援システムの利用状況

今年度の事業は 4 月 1 日からスタートしているものの、システム上 4 月 1 日から利用するための施設側の利用枠の登録や利用者側のアカウントの発行ができなかったこと、システム利用について事業者が示したマニュアルでは内容が薄く不十分であったため、担当課も分からないことが多かったことから、この状況でスタートさせてしまうと、利用する市民も施設側も混乱してしまうことを憂慮し、令和 7 年 9 月 1 日からの予約分から利用することとした。

ウ 一時預かり事業の利用者状況

一時預かりの予約は決して取りやすい状況にはないが、実績から見ても、一時預かり事業の利用者が特に減るようなことはないと判断している。

(6) 令和7年度（7園）の実施内容等

ア 公立と私立の取組方法の差異

実施内容は園によって違うが、取組方法に違いはない。

イ 将来への展望

市内に住む対象者が利用しやすくなる施設数で実施できるのが理想である。ただし、1施設当たりの利用者が減ってしまうと、撤退する施設も出てくると予想されるため、子ども・子育て支援事業計画で示すことになった乳児等通園支援事業の確保方策を考慮しつつ、適切に管理すべき問題であると考えている。

3 考察

防府市においては、試行的事業を展開していく中で、国からの情報が極めて少なく、大変苦勞されたであろうことは容易に想像できた。しかしながら、市内に住む子供たちの健やかな成長を願って、対象施設の意見を大事にしながら市としてできることに最大限注力されたことが見て取れた。また、今年度、新たに就労支援として、保育士に復帰した場合などには一時金 10 万円を給付しているとの話も受けた。本市の担当課に確認したところ、本市では令和8年度からの本格実施を見据え、今年度、試行的事業の実施について前向きに検討しているとのことであるが、先進地にも意見を伺いながら、より良い事業としていくことを期待するとともに、担当委員会としても事業の進展を注視していきたい。